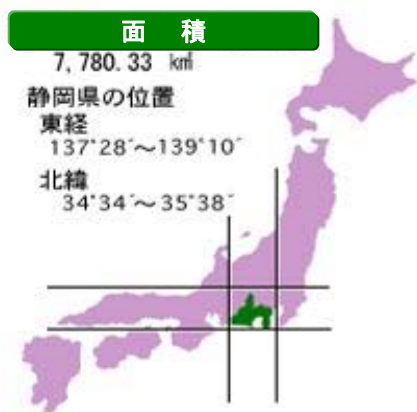


静岡県の医学修学研修資金制度

—令和元年度以前に貸与を開始した方へ—

静岡県健康福祉部
(ふじのくに地域医療支援センター)

1



人口 362.6万人(R2.5.1)
日本一 茶・みかん・温室メロン・かつお
楽器・医療機器 等



三保松原



富士(須走)浅間神社



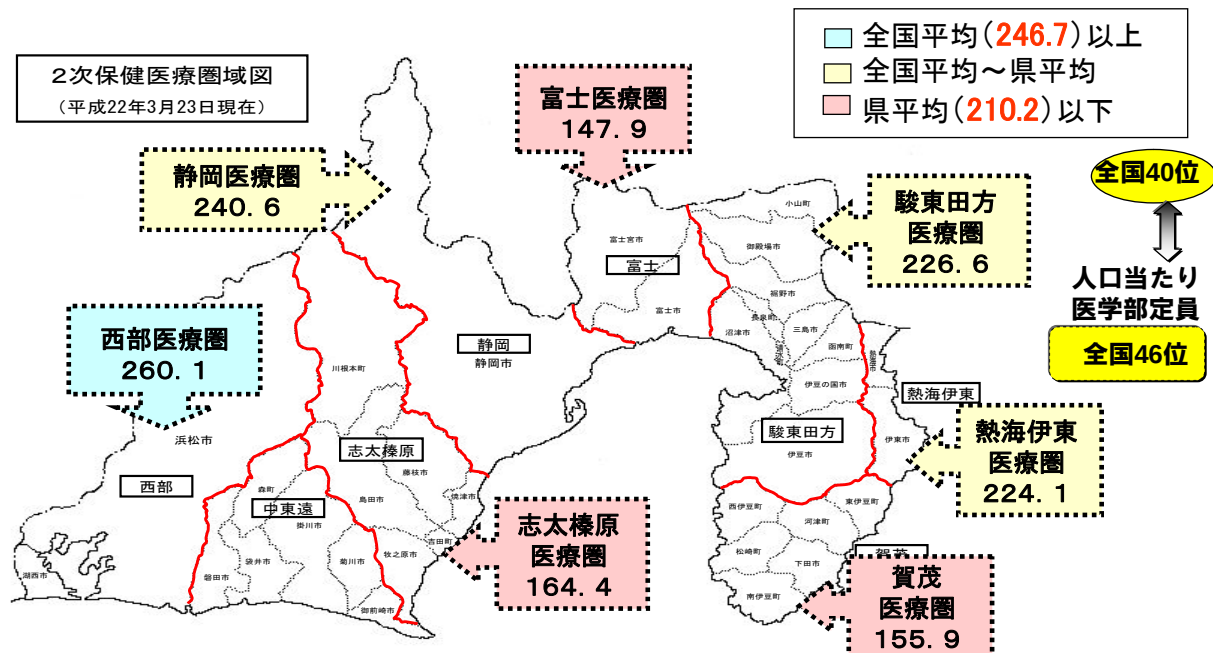
白糸ノ滝

「世界文化遺産登録 富士山」

2

静岡県の医師数の現状

二次医療圏ごとの人口10万人当たり医師数(H30.12)



出典:厚生労働省「平成30年 医師・歯科医師・薬剤師調査」 3

静岡県の貸与制度の概要

➤医学修学研修資金の貸与制度

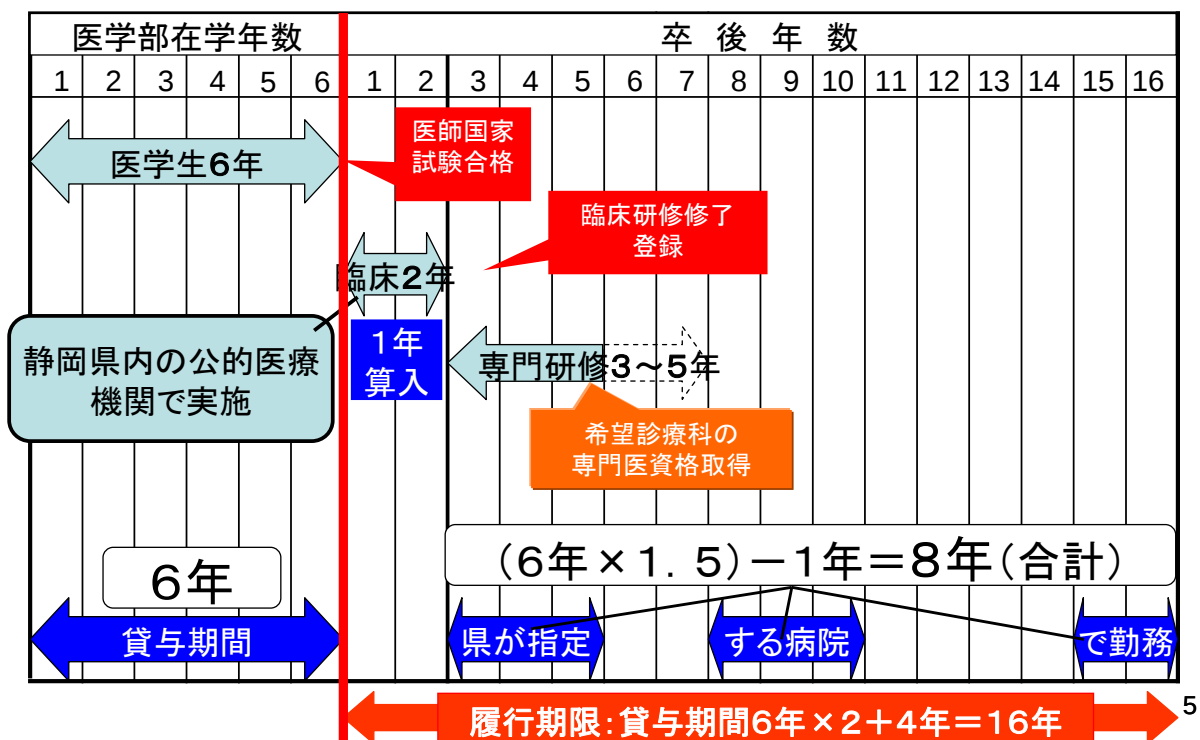
旧制度
※令和元年までの貸与者が対象

貸与額	月額20万円(最長6年間) ⇒ 最大1,440万円 ※地域枠: 6年間貸与が原則
返還免除勤務期間	臨床研修修了後、貸与期間の1.5倍の期間 ※県内公的医療機関等(21機関)で臨床研修を行った場合、勤務期間を最大1年間短縮 ※履行期限: 大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を加えた期間
勤務医療機関	県内の公的医療機関等のうち、県が個別に指定する医療機関
診療科の指定	医学生へ貸与する場合: 指定なし 専門研修医へ貸与する場合: 産科、小児科、麻酔科に限る

※勤務義務対象となる 公的医療機関等(50医療機関:うち、臨床研修病院は21医療機関)
 ・ 県、市町、日本赤十字社、済生会、厚生連が開設主体である医療機関: 37医療機関
 ・ 開設主体が上記以外で、政策医療分野で中核的な役割を担っている医療機関: 13医療機関
 (注: 旧制度の場合、大学病院は含まない)

返還債務免除のための勤務シミュレーション

➤ 6年間貸与を受けた場合（旧制度）



返還債務免除のための条件

➤ 返還債務の免除条件

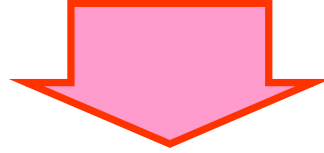
- ・ 臨床研修修了後に、
- ・ 静岡県内の公的医療機関等の中から本人の意向を聴いた上で、県が個別に指定する病院で、
- ・ 貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務する。

これを満たすと

貸与した資金の返還債務を全額免除！！

返還債務免除のための条件

- 返還免除を受けるための勤務を開始したものの、返還免除の条件に適合する期間の勤務ができなかった場合



返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学資金に利息(年利10%)を付して、一括で返還

- ※ 6年間貸与を受けた場合の利息額: おおよそ450万円
- ※ 勤務期間が3年に達していて、知事が止むを得ないと認める場合、資金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

7

返還債務免除のための条件

返還債務免除のための勤務期間には、「この期間までに勤務を終えなければならない」という「**履行期限**」があります。



- ・初期臨床研修修了から起算して貸与期間の1.5倍に相当する期間の勤務を、

- ・**大学卒業後**、貸与期間の2倍の期間に4年を加えた期間 が経過するまでに履行すること。

「履行期限」

8

返還債務免除のための条件

大学等の教育機関や
海外での研修により、
医師としての**キャリアを積みながら**
返還債務の免除を受けることができるよう、
配慮しています。

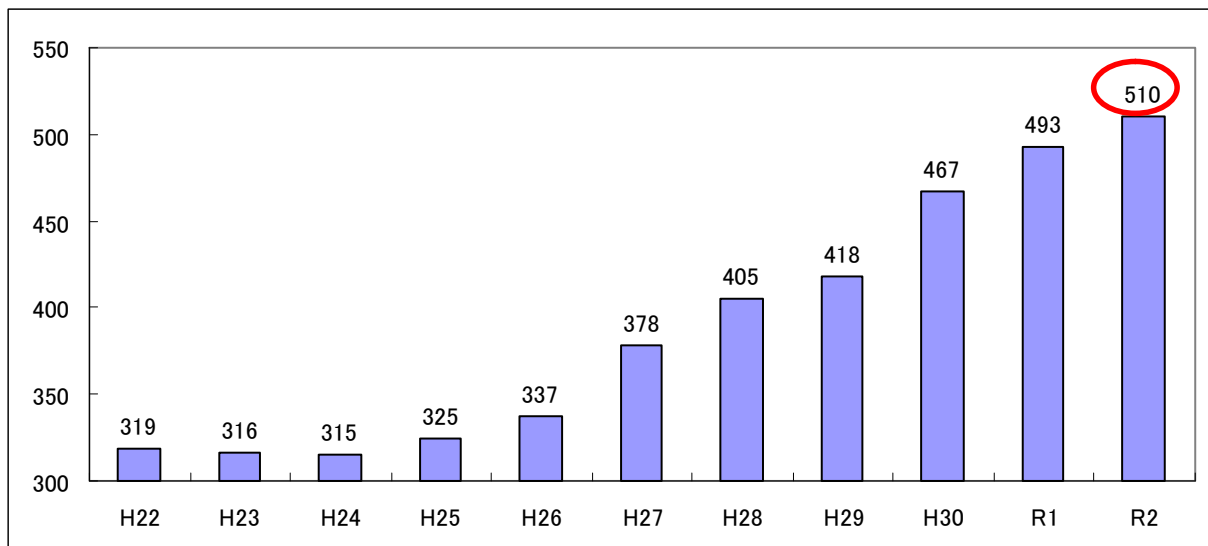
9

臨床研修期間の返還免除期間への算入

○令和元年度の県内臨床研修病院マッチ者数は**262人**

○令和2年度に県内で初期研修を行う者は、**過去最多の510人**

《本県の2年ごとのマッチ者数の状況》 ※前年及び前々年マッチ者数の合計値

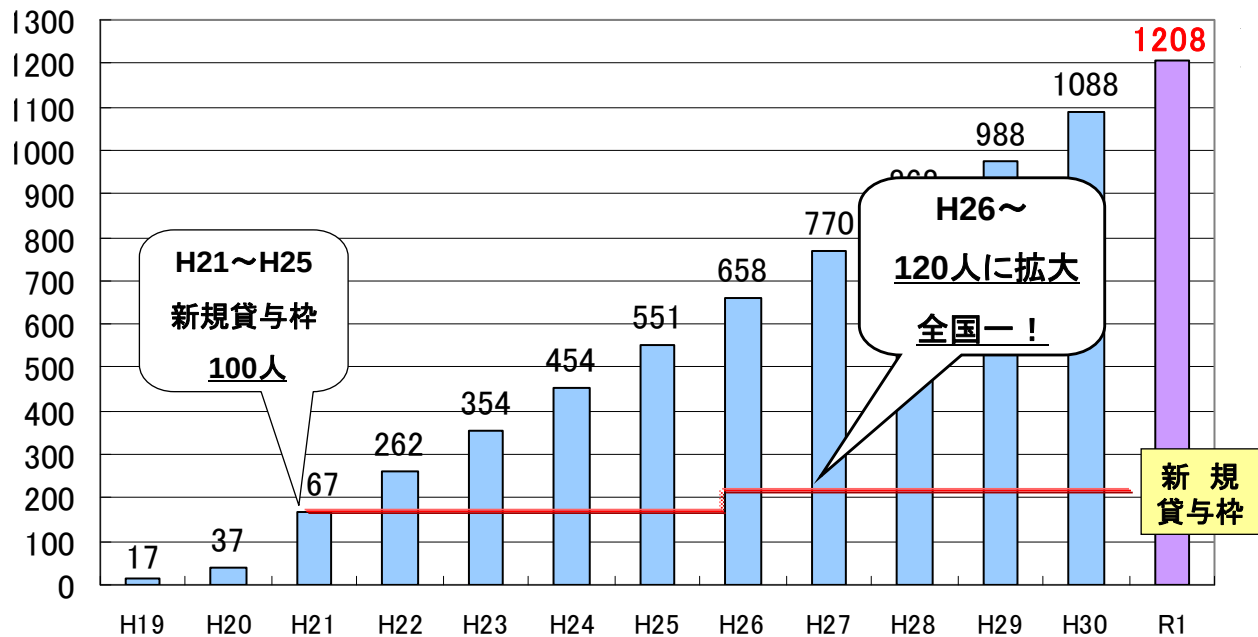


10

全国最大の貸与実績

○「静岡県医学修学研修資金」の貸与実績

令和2年3月31日現在



11

医学生向けイベントの開催

ふじのくにバーチャル
メディカルカレッジ

※令和2年度開催未定

○夏季セミナー(8月)

○医学修学研修資金利用者意見交換会(随時)

講話



学長講話: 本庶佑センター理事長

昼食会



県内医療関係者との意見交換

グループワーク



講師: 浜松医科大学 地域家庭医療学講座
井上真智子 特任教授
金子惇 特任助教

12

医学生向けイベントの開催

ふじのくにバーチャル
メディカルカレッジ

※令和2年度開催未定

医師臨床研修病院合同説明会

初期臨床研修を受ける医師に対する県内病院の研修プログラムや、臨床研修修了後の専門医研修の説明を行う合同説明会を開催しています。

＜令和元年度の開催＞

開催日	会 場	参加病院数
7月28日	アクトシティ(浜松市)	26病院
3月28日 【中止】	グランシップ (静岡市内)	29病院

13

医学生向けイベントの開催

ふじのくにバーチャル
メディカルカレッジ

○県内病院見学バスツアーの開催

※令和2年度開催未定

＜令和元年度開催【中止】＞

東部	中部	西部
○R2.3.18(水) ・富士宮市立病院 富士市立中央病院 ・沼津市立病院、 静岡医療センター	○R2.3.13(金) ①藤枝市立総合病 院、市立島田市民 病院、静岡県立総 合病院 ②静岡市立清水病 院、静岡済生会総 合病院、静岡県立 総合病院 ③焼津市立総合病 院、静岡赤十字病 院、静岡県立こ ころの医療センター	○R2.3.2(月) ・聖隷三方原病 院、磐田市立総 合病院、菊川市 家庭医療クリニッ ク



病院見学



研修医との意見交換

14

勤務先調整の基本方針

15

キャリアに配慮した勤務先

勤務先の調整に当たっての基本的な考え方は、

- (1) 医師のキャリア形成を支援
- (2) 医師の県内における偏在化の解消
- (3) 医師の県内への定着

静岡県では、皆さんの医師としての、キャリア形成を支援します。
このため、複数の県内病院（返還債務免除対象病院）が連携した専門
医資格取得のための研修プログラムを提供しています。



「静岡県専門医研修プログラム」

16

キャリアに配慮した勤務先

➤ 利用者のキャリアに配慮した勤務先指定

貸与枠	勤務先の指定
・浜松医科大学入学定員増枠 ・大学特別枠(17大学) ・地域枠(7大学)	本人の意向を聴取し、 大学と協議した上で 、県が個別に勤務先の病院を指定
・一般枠	本人の意向を聴取した上で、県が個別に勤務先の病院を指定(以下の勤務例を参照)

○ 6年間貸与を受けた場合の勤務例(卒後16年間で9年間勤務)

卒後	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
国家試験合格	臨床研修 県内対象病院 1年専入		専門医研修 県専門医研修プログラム(診療科の限定なし) 4年				医師不足病院での勤務 A病院(中部) B病院(東部) (取得した専門医資格を活かした勤務) 4年				
	17										

キャリアに配慮した勤務先

➤ 臨床研修(卒後1・2年)

- ・自身が希望する病院で研修可能。

【参考】静岡県内の臨床研修病院(※は勤務義務算入対象外)

西部(9)	中部(8)	東部(7)
・磐田市立総合病院 ・中東遠総合医療センター ・浜松労災病院 ・浜松医科大学医学部 附属病院※ ・浜松医療センター ・浜松赤十字病院 ・JA静岡厚生連遠州病院 ・聖隷浜松病院 ・聖隷三方原病院	・静岡県立総合病院 ・静岡市立静岡病院 ・静岡市立清水病院 ・静岡赤十字病院 ・静岡済生会総合病院 ・市立島田市民病院 ・焼津市立総合病院 ・藤枝市立総合病院	・伊東市民病院 ・国際医療福祉大学 熱海病院※ ・静岡医療センター ・沼津市立病院 ・順天堂大学医学部 附属静岡病院※ ・富士宮市立病院 ・富士市立中央病院

キャリアに配慮した勤務先

➤ 臨床研修修了後(卒後3年目以降)

- ・県内の公的医療機関等で勤務。
- ・勤務先は、年1回、本人の意向を確認した上で、県が指定する。

＜浜医定員増枠・大学特別枠の方＞

出身大学の
医局に入局しない場合、
勤務先の調整方法を、
一般枠扱いに変更可能



19

静岡県医学修学研修資金(一般枠)の基本的方針(旧制度)

○専門医資格取得前は、キャリア形成の支援を優先します。

区分	内 容
専門医資格 取得前	① <u>静岡県専門医研修プログラム</u>を活用する ② 以下の場合、<u>静岡県専門医研修プログラム以外のプログラムを活用する研修を認める</u> ・ <u>県東部地域</u>で専門医資格取得のための研修を希望する場合 ・ 返還免除のための勤務期間を超えて県内公的医療機関等で勤務が見込まれる場合 ・ 本人の傷病やその家族の傷病に伴う介護等、やむを得ない理由が認められる場合 ・ 本人のキャリアプランに合った静岡県専門医研修プログラムがない場合

20

静岡県医学修学研修資金の基本的方針(旧制度)

区分	一般枠	浜医定員増枠 大学特別枠
専門医資格取得後	本人と協議し、その時点における医師の充足状況等を確認し、配置対象の県内公的医療機関等のうち、医師不足の病院の中から2つの病院を県が勤務先として決定(2つの病院:A、B病院) ① 専門医資格取得後の残勤務期間の半分(年未満切捨)をA病院に勤務する。 A病院:本人が希望する圏域内の病院(第1希望の圏域の病院) ② さらに残りの期間をB病院に勤務する。 B病院:A病院が属する地域(東部、中部、西部)と異なる地域の病院 ※ B病院については、医師不足の圏域を想定 ※ 静岡県専門医研修プログラム参加者は、プログラム終了後、A、Bの病院を1/2ずつ勤務(順番は、A→B、B→Aのいずれも可)。 ※ 残り勤務期間が2年未満の場合は、原則A病院のみ	医局人事等を踏まえ、大学が指定した勤務先を県が追認 ◆地域枠 ・勤務先の調整方法は別に定めます。

21

キャリアに配慮した勤務先

静岡県専門医研修プログラム一覧①

領域	東部		中部		西部		計
内科	3	国際医療福祉大学熱海、沼津市立、富士市立中央	8	県立総合、静岡市立静岡、静岡市立清水、静岡赤十字、静岡済生会、市立島田市、焼津市立、藤枝市立	9	磐田市立、中東遠総合医療センター、浜松医大、浜松労災、浜松医療センター、浜松赤十字、J A 遠州病院、聖隷浜松、聖隷三方原	20
小児科			1	県立こども	2	浜松医大、聖隷浜松	3
皮膚科					1	浜松医大	1
精神科	1	沼津中央	1	県立こころの医療センター	1	浜松医大	3
外科	1	沼津市立	2	県立総合、静岡市立静岡	3	浜松医大、聖隷浜松、聖隷三方原	6
整形外科			2	県立総合、静岡赤十字	2	浜松医大、聖隷浜松	4
産婦人科					2	浜松医大、聖隷浜松	2
眼科					1	浜松医大	1
耳鼻咽喉科			1	県立総合 (H31新設)	1	浜松医大	2
泌尿器科			1	県立総合	1	浜松医大	2
脳神経外科					2	浜松医大、聖隷浜松	2

22



キャリアに配慮した勤務先

医学修学研修資金利用者の配置実績 (令和2年4月1日現在)

地域別配置						勤務 計	猶予			返 還	合 計
東部	計	中部	計	西部	計		等 大	県 内	県 外		
静岡医療センター	4	静岡県立こころの医療センター	1	磐田市立総合病院	22						
沼津市立病院	6	静岡県立こども病院	7	中東遠総合医療センター	8						
沼津中央病院	2	静岡県立総合病院	20	市立御前崎総合病院	1						
NTT東日本伊豆病院	1	静岡市立静岡病院	6	菊川市立総合病院	5						
聖隷沼津病院	3	静岡市立清水病院	5	公立森町病院	3						
富士宮市立病院	17	静岡赤十字病院	10	浜松医療センター	12						
富士市立中央病院	6	静岡済生会総合病院	11	浜松赤十字病院	2						
鷹岡病院	1	JA静岡厚生連静岡厚生病院	1	JA静岡厚生連遠州病院	3						
		清水駿府病院	1	聖隷浜松病院	16						
		市立島田市民病院	9	聖隷三方原病院	14						
		焼津市立総合病院	2								
		藤枝市立総合病院	13								
東部計	40	中部計	86	西部計	86	212	45	62	10	329	25
	18.9%		40.6%		40.6%						

静岡県キャリア形成プログラム

➤概要

- ・ 病院別・診療科別に作成する複数のコース(策定中)から、**自身のキャリアに応じてコースを選択**する。
- ・ 臨床研修修了後、選択したコースに沿って、県が勤務先の調整を行う。
- ・ 主対象は令和2年度の新規貸与者。
- ・ **既に修学資金を利用している方も、希望すれば適用可能。**

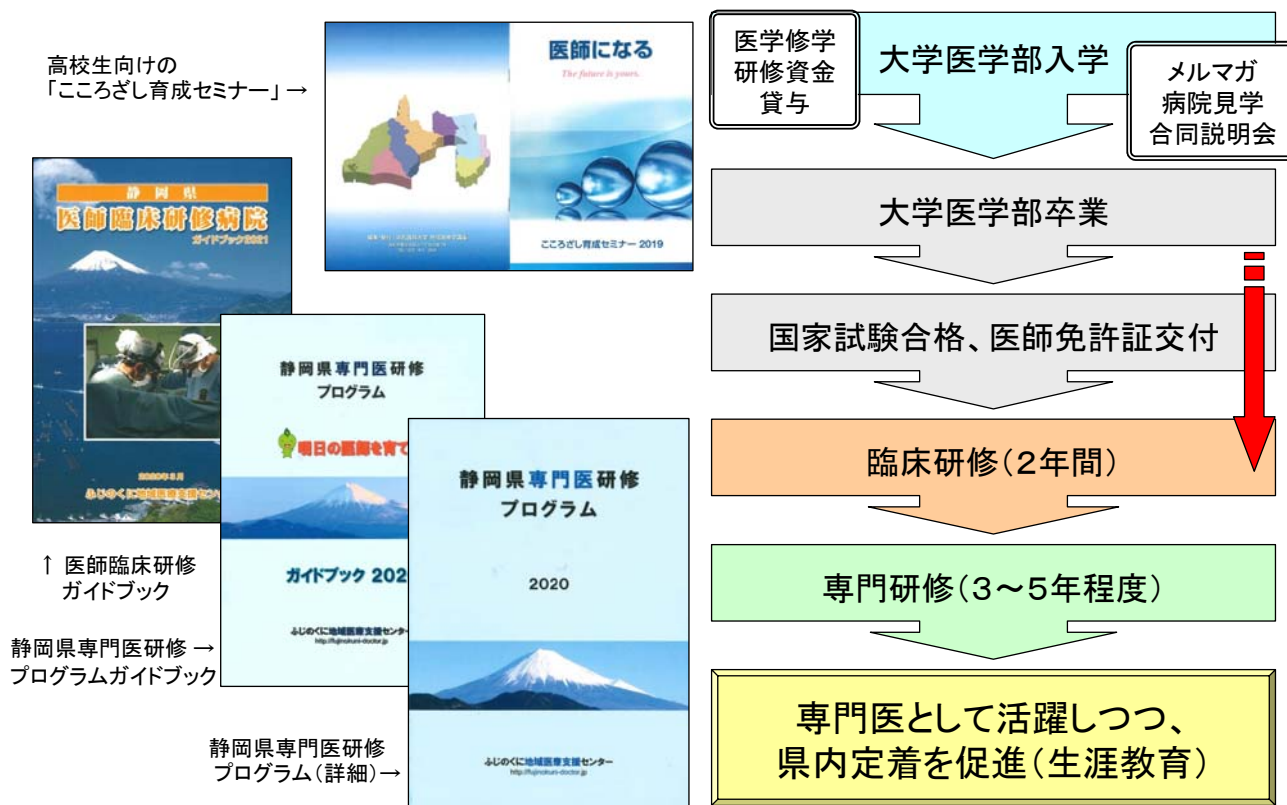
5・6年次に適用希望の有無について確認します

旧制度と静岡県キャリア形成プログラムの相違点

	旧制度	キャリア形成プログラム
勤務期間	貸与期間の1.5倍 (6年貸与の場合、9年間)	9年間
臨床研修	・静岡県内外で研修可能 ・県内公的病院勤務: 1/2算入	・静岡県内で研修(県外不可) ・県内公的病院勤務: 1/1算入
専門研修	・参加する研修プログラムの制限なし	・県内の病院が基幹施設となる研修プログラムに参加 (県外基幹のプログラム不可)
大学病院	・勤務可能 ・県内大学病院に勤務しても、免除期間対象外 (一部例外あり)	・勤務可能 ・県内大学病院に勤務したら、免除期間に算入
勤務	・専門医研修までは、原則本人(大学)の希望通り	・臨床研修後、7年間のうち最低4年間は医師少数区域で勤務

27

医師をこころざしてから一人前の医師になるまで、幅広く支援



ご不明な点は
静岡県地域医療課
054-221-2868

または
chiikiiryou@pref.shizuoka.lg.jp
で受け付けています。

また、静岡県の医師支援の情報は、
ふじのくに地域医療支援センター
<https://fujinokuni-doctor.jp>
で提供しています。

静岡県イメージキャラクター
「ふじっぴー」

